

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十五第

月六年六十和昭

哀辭 故山本博士遺影及署名

論叢

支那の農家と田賦附加税…………… 經濟學博士 八木芳之助

佛印幣制論…………… 經濟學博士 松岡孝兒

企業者労働費論…………… 經濟學士 大塚一朗

貨幣流通期間と平均生産期間…………… 經濟學士 青山秀夫

時論

重慶政府の戦時物價政策…………… 十龜盛次

記事

山本博士逝く

追憶文

神戸 正雄 末廣 重雄 牧野 虎次 中瀬古六郎 本庄榮治郎

谷口 吉彦 松岡 孝兒 大塚 一朗 堀江 保藏 穂積 文雄

高木 眞助 蟻川 虎三 石川 興二 金持 一郎 岡本 清造

附錄

彙報

外國雜誌論題

本誌第五十二卷總目錄

重慶政府の戦時物價政策

十 龜 盛 次

一 物價高漲と其原因

日支事變勃發以來、支那の物價は全面的に戦時の影響を受けて上昇の一途を辿り、最近頗に其勢を加へ來つて殆ど破局に瀕せむとするの情形である。今先づ國定稅則委員會の作成に係る中國物價指數（一九二六年を基準とす）を二瞥すると

一九三六年平均	一三・八	一九三七年平均	一三・五	一九三八年十二月	一五・四		
一九三九年六月	一七・七	同	一二月	一五・〇	一九四〇年三月	四七・〇	
一九四〇年十二月	五五・〇	同	九月	五二・〇	同	十二月	五五・〇

の如く事變當初は騰貴率尙ほ比較的微弱であつたが、一昨年八、九月の交より急騰歩調に轉じ、昨年末には其五倍に垂んたるに至つた。勿論戦局の進展に伴ひ皇軍の占領地域が擴大せられ、支那の經濟は恰然蚯蚓の切斷された部分が蠢動せるが如き貌であるから、前顯全國物價指數は假令或程度の正確味を有するとしても、實勢を洞察

する上に於て意義渺淺なるを免れない。所謂淪陷地域、自由地域の參差せる現情に於ては、各地物價水準の差等甚しき點が支那に於ける戰時物價情勢上の一大特色を成すが故に、物價高漲の實勢を把握する爲めには、更に上海及後方の状態を檢討する必要がある。

上海の物價指數として上海市工人生活費指數(上海公共租界工部局編民國二十五年を基數とす)を參看すると

	廿七年	廿八年六月	同 十二月	廿九年六月	同 十二月	三十年三月
食 物	一三三・九	一三三・一	三二六・〇	四二七・七	六六一・二	七四四・三
衣 着	一六九・九	一五三・三	三三三・八	三〇〇・〇	四八七・七	五〇〇・三
燃 料	一七〇・三	一七〇・四	三一九・九	四三三・二	五五・八	六六・三
總 指 數	一五二・九	一六二・一	三三四・〇	四三三・九	五七九・七	六八〇・〇

貨幣購買力	三三・四	三六・七	三三・九	三三・六	一七・二	一四・七
-------	------	------	------	------	------	------

の如く二十八年八月に入りてより急騰歩調を示した指數は、昨二十九年後半を迎へてより大河を決するの勢と代り事變前の五倍以上に達した。就中食物に於て最も赫著なるものがある。事變以來全國經濟金融の中心たる地位に動搖を來したりとは謂へ、仍ほ幾多の自由の部面を有する上海に於て敝上の如くであるから諸種の制約を蒙れる後方地域に在ては、一段と慘憺たるものあるは想像に難からざる所であつて、昆明の卸賣總指數(市政府秘書處編、民國二十六年八月を基數とす)は二十七年十二月二三・二、二十八年十二月五三・四・二、二十九年三月七五・六、九の如き狂騰振であり、更に首都重慶の物價指數(四川建設廳駐在渝辦事處編)を表示すると、

指 數	食 料	衣 料	燃 料	金屬電料	建築材料
廿六年一月	九三・五	六二・五	九二・八	九四・六	六八・八
					六五・五

八月	壹・七	壹・八	壹・五	壹・六	壹・七	一〇〇・〇
廿七年一月	一〇九・三	九・四	一四二	一三・三	一五・八	一三五・六
八月	一三二・五	八四・四	一七五・四	一六・六	二四・五	一六〇・九
廿八年一月	一七〇・九	六・七	二七四	二五・七	五七・一	一八四・〇
八月	二四・一	一〇・四	二六〇・七	四〇・九	五五・八	五〇五・一
廿九年一月	三四四・九	一八〇・三	四七三・一	六四四・一	八二五・四	三〇七・三
三月	四〇五・一	一〇七・五	六九七	七五・六	八七・一	三三三・三
六月	五三三・四	三九三	七六〇・五	九〇・二	一、〇〇一・二	四四四・四

金屬電料燃料等の高漲率は寔に三驚すべきものがある。又戰時經濟研究所の資料に據れば昨年六月の指數は五九六・六を示し、同年一月の三七六・七に比し、異常の急騰なるより觀て最近に於ける情勢を窺ふに難しとしない。

勿論是等の指數が幾何の信憑に値するや知るを得ざるも、全體の實勢が數字の表現する以上に慘憺たるものある可きは想像し得る所であり、同時に杜撰なる上掲指數を以てするも、物價狂騰の實情を察知する事が出来る。

斯の如き戰時物價高漲の原因は、之を物資方面と貨幣方面とに覺めねばならない。前者は需給の失調と、原價の昂上と、囤積居奇の盛行とを要因とし、後者は法幣の増發と對外價値の崩落とを主因とする。

先づ物資方面を觀ると、需給の失調は需要の累増と供給の遞減とに職由する。前者は軍用浩繁にして政府の需を増大したるに加へ、不尠の農民が挑夫と化し、各地の淪陥に伴ふて人民が霎時に上海並に後方に蝟集疏散し、一般物資の消費が驟増したるに原因し、後者は戰局の擴大に因り上海を中核として沿海諸省に偏在せし工業生産力の破壊顯著なるものがあり、政府は諸種の法令を制定して工業の奥地遷移を奨励したが、所詮其目的を達し得ざるは自明の理であるから、生産は極度に減縮し、外國品の内地輸送は皇軍の沿海封鎖並に交通路線占領に依て

困難の度を加へ來つたのに主因する。

原價(成本)の昂上は運賃、工料、保険料等の激増に淵源するのであつて、従前鐵道及船舶に依て内地に輸送せられたる貨物は現在主として公路上を駈るトラックに藉る外なきを以て運送費は十倍乃至二十倍に膨脹せる有様であり、壯丁の抽調に基く工資の増加戰時に因る保険料の騰貴等に就ては細説を必要としない。

囤積居奇は走私と共に支那人得意の場面であつて、戰時には物品の需要多くして供給少きに因り一般商人の心理は均しく「看涨」となり或は商品を囤積し、銷售を居奇し、或は同業を串通して獨占市場を形成する等投機操縦自ら盛行して居る。戰時圖利の徑路は普天の下、地として然らざるなし。戰時交通の不便、消息の不靈、匯率の恍惚、物品供應の不暢を利用し、甚しきは或は政治の力量を利用して物品の壟斷を求め、以て物價をして一時暴漲せしむ。上述交通不便等の事情に因り兩地の物價差額過速なるを以て、物品の居奇更に甚しきものあり¹⁾。囤積居奇の物價に及ぼす影響蓋し甚大であつて、重慶方面に在ては就中赫著なるものがある。

次に貨幣方面を檢すると法幣の増發と「外匯統制」に基く對外價值の崩落を擧げねばならない。發行準備管理委員會の報告に據ると、法幣の發行額は

廿六年六月末	一・四〇七百萬圓	廿七年六月末	一・七二七百萬圓	廿八年六月末	二・六二七百萬圓
同 十二月末	三・〇八一百萬圓	廿九年六月末	三・九六二百萬圓		

の如く一昨年來増勢急なるものがあり、昨年六月末以來發行額の發表を停止せるを以て、最近の數字を知悉するを得ないが、大凡八十億を突破せるものと推算されて居る。金天錫の如きは「戰時法幣數量の増加は、是れ物價高漲の眞實の原因ではない。祇だ金融上の原因よりして増加ある時に、法幣は初めて一部物價高漲を促すのみである²⁾」と詭辯して居るが、上掲の如き急激なる増發が、其對內的價值に反映すべきは論を須ひざる所であつて、

1) 李泰初、「當前物價波動之百面觀」、《財政評論》、第四卷、第六期。
2) 金天錫、「戰時物價の高漲與其對策」、《財政評論》、第四卷、第三期。

今や着々としてインフレーションの階梯を登りつゝあるは、極めて炳かである。而して是と表裏せる外匯統制外貨賣制限に由て對外價値は數次の崩落を來たし、一志二片半の法定相場より三片臺の實際相場に釣瓶落した現情に於て輸入品價格の暴騰を招けるは見易き理であつて、金天錫も「法幣匯價の低落は是れ物價高漲の主要原因に非ずと雖も、相當の影響ありて、二十八日八、九月間匯價狂跌の時に物價が之に隨ふて暴騰したのは、一個顯明なる事例である」と述べて居る。尙後方に於ける貨物の供給は、一部分を外國に、一部分を上海に仰ぐが故に後方より上海に匯往する金額は鉅額に達し爲めに所謂申匯貼水が上昇して重慶方面にては毎千元に付三、四百元の間にあるから、其丈け物價の昂騰を齎す譯である。

上來簡言せし所に據て炳かなるが如く、支那の物價情勢は將に破局に陥らんとしつゝありて、之が原因は需要の累増、供給の遞減に基く需給の不均衡と法幣の増發に伴ふ價値の跌落とを主とし、原價の上向と商人の思惑投機とを從とする。從て物價對策は生産増加、消費制限、通貨收縮の所謂「治本方面」と運輸改善、思惑投機取締の所謂「治標方面」とを組合す要あるが、支那の現情に於ては治本方面は言ふ可くして行ふ可らず、治標方面も亦た到底庶幾の効果を穫め得ないものがある。

以下項を追ふて重慶政權の採擇した戰時物價政策を檢討するであらう。

二 非常時期農礦工商管理條例

舊國民政府は「建設後方、繁榮經濟」を目標とする積極的、基本的方策として、各産業部門に對し全般的管理の機構を確立する「非常時期農礦工商管理條例」(民國二十年十二月二十二日公布、同二十七年十月六日修正)、各産業部

門に對し原狀維持の基本法則を打樹てた「非常時期營利法人維持現狀暫行辦法」(民國二十七年四月二十三日公布)並に「非常時期農工商團體維持現狀暫行辦法」(同日公布)を制定した。「非常時期營利法人維持現狀暫行辦法」及「非常時期農工商團體維持現狀暫行辦法」は共に直接物價政策と關聯せざるが故に、姑く之を措て論ぜず。「非常時期農工商管理條例」は汎く重要資源、資材の國家管理、重要企業の利潤統制、輸出入貿易の管理等を包含する經濟全般に對する國家統制權を規定せし一種の國家總動員法であつて、直接間接物價政策に關聯せる所尠しとしない。從て初期の物價政策を具現せるものと做すべきである。今同條例中物資統制——物價對策と關係を有する部面を抽出概説すると左の如くである。

(1) 國家の管理し得る物資

非常時期に在て經濟部は左列農礦工商の各企業及物品を區分指定し、行政院の認可を経て、本條例に依り之を管理する事が出来る。

(イ) 棉、糸、麻、羊毛及其製品

(ロ) 金、銀、銅、鐵、錫、アルミ、ニッケル、鉛、タンゲステン、アンチモニー等(十五種)

(ハ) 食糧、植物油、茶、砂糖、皮革、木材、石炭、石油、紙、酒精、藥品、肥料等(三十一種)

(ニ) 其他經濟部が行政院の認可を経て指定するもの(第一條)

即ち計五十種の國防、民生關係品並に其他經濟部の指定する物品及是に關係せる各企業に對し、政府は管理權を行使する事が出来るのである。

(2) 生産費、賣價、利潤等の統制

經濟部は指定したる企業或は物品に對して、生産又は經營の方法、原料の種類及手持量、工作時間及職工待遇、品質及生産量手持量、生産費用、運送販賣方法、販賣價及利潤の各項に就て、適當なる標準を明定する事が出来る(第四條)。

(3) 投機等の禁止

指定せられたる企業或は物品に就ては、其生産者或は經營者は、投機、壟斷其他の操縱行爲あるを得ない(第十二條)。

(4) 輸出入の制限

經濟部は指定せられたる物品の輸出入に對し、必要に應じて分別して制限或は禁止する事が出来る(第十三條)。

(5) 消費の調節

經濟部は指定せられたる物品の消費に對し、需給の實情に依り、分別して之を調節する事が出来る(第十四條)。

(6) 販賣禁止、適正價格に依る處分

經濟部は指定せられたる物品に對し必要に應じて分別して之が販賣を禁止し、或は適正價格(平價)に依て處分する事が出来る(第十五條)。

(7) 公平價格に依る買上

經濟部は非常時期に於ける需要に適應する爲め、指定せられたる物品に對し、公平價格に依り分別して其全部又は一部を收買する事が出来る(第十七條)。

由是觀之同法は國防民生に關係ある指定物資に就て、賣價、利潤等の統制、適正價格に依る買上、處分等を實行して直接的に物價を差配する外、輸出入の制限、販賣の禁止、消費の調節、投機的行爲の禁止等を敢行して間接的に物價を抑制するの基本法規を成すものであつて、其後今日に至る迄實際如何なる程度に運用せられ、如何なる程度に効果を獲めたるかは之を知悉するを得ないが、支那の現勢より推して概して空文徒法化せるは疑なき所である。

是と相前後して政府は農礦工業、對外貿易等に對する戰時政策遂行機關として、農村經濟發展維持の爲めの農產調整委員會、生産力擴充の爲めの工礦調整委員會、國際貿易市場保持の爲めの貿易調整委員會の三調整委員會を特設し、軍事委員會の隷下に置いたが、幾何もなく實業部の擴大せられたる經濟部が出現すると共に是等委員會の統轄權が軍事委員會より行政院に移され、夫々改組の上、農調委員會は農產調整處として農本局に、工礦調

委員會は工礦調整所として經濟部に、實調委員會は貿易委員會として財政部に隸屬する事となり、物價政策に直接の關係を有する機關となつた。

三 非常時期評定物價及取締投機操縱辦法

敝上の如く先づ軍需用物資並に第三國向輸出商品を樞軸とする概括的物價對策を樹立したる重慶政府は、日用必需品の供給益不圓滑と化し其價格日を逐ふて急騰を示し來たつたので、是等に對する直接的物價政策を採擇せざる可らざるに立到つた。民國二十八年二月二十日に公布せられた「非常時期評定物價及取締投機操縱辦法」は即ち戰時物價政策を本格化せしめた第一歩驟であつて、「一面には各地日用必需品に就て、價格を評定し、以て其經濟の平衡を維持し、一面には投機操縱に對する取締を嚴重にし、物價が其平を獲得するを庶ひ民困が以て稍蘇るを得」しめむとした。約言すれば日用必需品の價格を評定し及其投機操縱を取締りて以て物價を安定せしめむが爲めに、制定せられたものであつて、其綱要を解説すれば大凡左の如きものである。

(甲) 日用必需品の種別 同法の適用を受くべき日用必需品の種別に就ては、第五條に於て「應に價格の評定を行ふべき日用必需品は、地方主管官署に於て、當該地方の實際情形に按照して隨時之を指定する。地方主管官署の前項日用必需品の指定は、應に先づ上級官署の認可を受け、並に經濟部に轉報して承認を求めねばならぬ」との總括的規定をなせしに止まつたが、其後民國二十八年十月二十五日に公布せられて、後段に細説すべき「日用必需品平價購銷辦法」に附せられたる「附日用必需品平價購銷辦法第二條規定之日用必需品表」(同年十二月十八日公布)に於て(一)服用類——棉花、棉紗、棉製品、麻製品、毛織粗呢絨、皮革及其製品、(二)糧食類——

米麥(米、麵粉)、油(麻油、荳油、菜油)、肉(猪肉)、蛋、(三)燃料類——煤炭、木炭、木柴、(四)其他日用品類——日用器皿、保健用品、紙張、洋燭、各種染料、釘、針と指定せられた。

(乙) 平價委員會(適正價格決定委員會) 支那は本來「地大」にして、各地情勢を異にし所謂「自由地域」——蔣政權下に在る地域——を打て一丸として劃一的なる物價を評定する事は不可能なるが故に、適正價格の評定に關する事宜を辦理せしむる爲めに、地方的なる平價委員會を設置する事とした。詳言すると地方主管官署——即ち行政院に隸屬する市に在ては社會局、縣に在ては縣政府、市に在ては市政府——は當該地に於ける關係機關、商會或は日用必需品を經營する同業公會と會同して、平價委員會を設置するを要する。該の委員會を組織する委員は、上掲の機關、團體(商會或は同業公會)より之を派遣し(但商會或は同業公會より推派する委員は全數の半數を超過するを得ない)、地方主管官署より派遣するものを以て主任委員とする(第二條及第三條)。

(丙) 平價の標準 平價委員會は指定せられたる日常生活必需品の適正價格を評定するを任務とするが、之が評定に當ては「生産者と消費者との雙方を兼顧するを以て原則」となす可き旨が明定されて居る。丁元普は之を説きて「若し専ら生産方面を顧みて着想し、消費に及ばざれば固より供需の衡量に於て其準確を得ず、若し専ら消費方面に従ひて着想し、生産に及ばざれば亦た雙方の利益に於て其平衡を得ず。蓋し此種兼顧の性質は實に日用必需品の價格を評定するには必要の原則となす」と。理は定に然り、只實行に難あるのみ。而して「平價の標準は尙須く運送販賣の原價及其經營に需むる所の資本總額、統盤計畫に顧及し、並に相當の利潤を酌加して以て調劑に資し情に於て法に於て其平を得るを慮はねばならない」。茲に各種の情形を參酌し、同法は平價の標準を左列の如く規定した。

(イ) 各地方物品の生産及運送販賣の原價にして、未だ戰爭の影響を受けざるもの或は影響甚だ輕微なるものに就ては戰前三年乃至一年の平均價格を以て標準とする。

(ロ) 各地方物品の生産及運送販賣の原價にして、戰爭の影響を受けしものに就ては、其戦後の原價に更に相當の利潤を加へたるものを以て標準とする。

(ハ) 物品の原價にして計算し易からざるものに就ては、其投下資本總額に更に相當の利潤を加へたるものを以て標準とする。

前掲(ロ)(ハ)項の「相當の利潤」は平價委員會に於て酌擬して地方主管官署に呈請の上之を核定し、上級官署を通じて經濟部に報告する(第六條)。

(ジ) 平價の程序及其方法 同法第七條は「平價委員會は業に指定を経たる日用必需品に對し、應に前條規定の標準に依り、先づ調査步驟及平價方法の擬具を行ひ、地方主管官署の核准を呈請したる後、之を辦理すべきものとす」と規定して居る。即ち先づ地方主管官署が日用必需品の種別を指定し、繼で平價の標準を規定すると、平價委員會は指定物品に對して規定の標準に依り適正價格を評定するのであるが、其以前に委員會は先づ調査の步驟——物品の生産、運送販賣の原價、戦前の平均價と戦後の原價、所要の資本額等に關する調査方法——を擬定し、調査完竣後に適正價格を評定する方法を検討し、夫々地方主管官署の認可を受けて、方めて平價を評定するのである。

斯くして平價委員會の評定したる價格は地方主管官署に呈報し、同署に於て之を公佈する。此場合同署に於て評定價格を不適當と認めたる時は、平價委員會をして其調査評定を重行せしむる事が出来る(第八條)。

尙平價委員會は調査評定に資する爲めに「地方主管官署に呈請し當該地方に於て、日用必需品を生産又は賣買する工廠、商號に命令して生産原價、賣買價格及在貨數量を隨時報告せしむるを得」(第九條)のみならず、「市場

の需給情形に就て隨時日用必需品價格變動原因に注意し、必要時には地方主管官署に呈請し、運送賣買を自辦せしめ或は其他機關に委託して同署の代理を爲さしむるを得(第一條)る點は注意すべきである。

(戊) 投機操縱の取締 日用必需品價格急騰の一尤因は、奸商の買溜賣借其他投機操縱に存すると做されて居る。首都陥落後の所謂第二期抗戰に際して定められた「抗戰建國綱要」中に早く業に「奸商の利益壟斷投機操縱を嚴禁し、物品平價制度を實施す」と掲げられた。本辦法は之を實行に移したもので、前編の如く平價制度を採擇すると同時に投機操縱の取締に染手した。即ち第十一條に於て「平價委員會は工廠、商號或は私人にして大量の日用物品を囤積(買溜)せるものに對し、地方主管官署に呈請して、評定の價格に依り、其賣却を強制する事が出來ると規定し、更に第十三條に於て

「左列各款規定の一に違反したるものは、投機操縱を意圖したるものとなし、非常時期農礦工商管理條例第三十一條(第十二條の規定に違反し投機壟斷或は操縱を爲すものは五年以下の徒刑に處し、併せて獲得利益の一倍乃至三倍の罰金に處す)に依り法院に向て之を檢舉する。

- (イ) 日用必需品を生産或は販賣する工廠、商號が同業者間互に買出し得る數量は、實存現貨の數量を超過するを得ない。
- (ロ) 日用必需品を生産或は販賣する工廠、商號は標準物に依り日用必需品を賣買し、並に差金を以て盈虧を計算するを得ない。
- (ハ) 日用必需品の先物取引(期貨)は該日用必需品を經營する同業に非れば互に賣買するを得ない。
- (ニ) 日用必需品の賣買に就て取引所(交易所)に類似する市場を設立するを得ない。」

と規定し、大量の日用必需品を買溜せる工場、商店に對しては評定價格に依る賣却を強制する仕組に據て、買溜を抑制せむとする一方、同業者間の取引は、現實に存在せる貨物の數量に制限し、標準物に依る差金取引並に同業者間以外の先物取引を禁遏し、取引所(取引所法に據り監督さる)類似市場の設置を禁止し、以て投機操縱を抑壓して物價の高漲を防遏せむとしたのである。

所謂「治標」の物價對策として第一段に採擇せられた「非常時期評定物價及取締投機操縱辦法」の内容は、大凡般上の如きものであつて、指定日用必需品の適正價格を評定し、投機的取引を抑制するを樞軸としたが、「工商同業組織が未だ健全の域に臻らず、各企業間に原價會計殆ど採用せられずして原價の計算容易ならざるが故に平價に適切適當の標準を求め難く、奸猾の徒は工に取巧掩飾して法の實行難き」支那の現情に在ては、此種の仕組を各地に推行し、實績を獲むるが如きは、到底之を庶幾するを得ない。其後の經過は同法の空文化せるを物語つて、一昨年九月以降物價は急激に高漲したのである。茲に於て舊國民政府は更に同法を強化する第二段の物價對策に進まざるを得ざるに至つた。平價制度を推述する爲めの平價購銷處の設置は其一であり、投機抑制を強化する爲めの囤積居奇取締は其二である。

四 日用必需品平價購銷辦法

平價制度の核心は平價委員會に於て平價——適正價格を評定するに存し、平價を推弘する方法は、大量の日用必需品を囤積せる者に、評定平價に依る賣却を強制し得ると、評定平價に依らずして賣却せる者に「非常時期農礦工商管理條例」第三十二條に依り一年以下の有期徒刑又は一千元以下の罰金に處するの二種に止まつた。平價を評定するも之を實行せしめ得ざるは當然である。茲に於て竿頭一步を進めて政府自ら日用必需品の購銷に膺る事となり、民國二十八年十月二十五日「日用必需品平價購銷辦法」、同年十二月五日「經濟部平價購銷處組織章程」、民國二十九年三月「經濟部平價購銷處採購日用品章程」を公布した。以下是等三法令に據りて日用必需品の平價購銷制度を概説するであらう。

1) 張肖梅主編、「中外經濟年報」(第二回)「各地物價趨勢及政府所施之對策」。

(甲) 平價購銷處の組織 本制度の下に購銷せらるゝ「日用必需品は人民衣食服用に必需する所のものを以て限と爲し、其種類は經濟部に於て隨時之を指定」辦法第二條するのであるが、是に基き服用類、糧食類、燃料類、其他日用品類二十一種が指定せられた事は前項詳説せし如くである。

辦法第三條は「經濟部は日用必需品價格を穩定し、及民生の需要に供應する爲め、平價購銷處を設立し、西南西北各省日用必需品の平價購銷事宜を主持せしめる。其組織章程は別に之を定める」と規定し政府の一中枢機關を特設して居る。今其組織章程を一瞥すると

(イ) 平價購銷處に處長一名を置き處務を總理せしめ、經濟部より之を派充する。

(ロ) 内部を服用、糧食、糶料、日用品及會計の五課に分ち、各課に主任一名、辦事員三名乃至六名を設け、會計課人員は四聯總處に於て資金を供給する關係上同處より之を派遣する以外は關係機關より調用する。

(ハ) 經濟部の認可を得て各地に分處を設立する事が出来る。

(乙) 平價購銷上の原則 平價購銷處が日用必需品の平價購銷を辦理するには、下列の各原則に依らねばならない(辦法第五條)

(イ) 日用必需品を採購する場合には、其最低價格を維持し、以て生産者の利益を維護するを要する。

(ロ) 日用必需品を卸賣(批發)する場合には、其最高價格を規定し、以て消費者の利益を維護するを要する。

(ハ) 商人の正當營業を維護し、是と利を争はない。

(ニ) 卸(批發)、小賣(零售)價格を規定するには、穩定主義を採取し、激烈なる更動を避免し、並に市價に依隨して漲落せしめ、不合理なる利益を獲得するを得ない。

是等は孰れも平價の標準たる「生産消費兩方面に對する兼籌並顧の原則」を具體化したものである。

(丙) 購銷の委託 購銷處が日用必需品を購銷する職務を履行するには、生産を經營し又は管理する公私機

關或は國貨推銷機關(受託機關と簡稱)に委託し、責を負ふて經營せしむるを原則とし(辦法第六條)受託機關たる是等公私事業機關の受託業務を辦理する準則は「經濟部平價購銷處採購日用品章程」中に仔細に規定されて居る。其要綱を列記すると左の如くである。

- (1) 受託機關は業務の制度、計畫を樹て、期を分て平價購銷處の認可を受け、且經濟部及中交農四行聯合辦事處總處に之を呈報しなければならぬ。
- (2) 受託機關は日用品を分配する爲めに、各地の小賣(門市)商店及合作社と小賣に關する長期特約を爲す事が出来る。
- (3) 受託機關は(一)運輸を便利ならしむる爲め、平價購銷處に報請し、或は逕ちに各交通機關と運輸噸位を洽商規定し、是に切實なる協助を與へ、必要の時には更に運輸工具を自備する事が出来る。(二)業務上の需要に應じ各地に在て辦事處、轉運站又は倉庫を設立するを得。(三)更に土產品及手工藝品の生産數量を増加し、並に外國消費を促進する爲めに、内地工廠或は其他生産者に對して平價購銷處の認可を經て必要なる協助を與ふる事が出来る。
- (4) 受託機關は其承辦業務の進行狀況及市場の騰落情形を毎月平價購銷處に報告し、若し市況に激變あらば、隨時具報するを要す。
- (5) 平價購銷處は受託機關の所辦する業務に對して、臨時員を派して査核し且機宜の辦理を指示する。
- (6) 受託機關が香港上海より購運する日用品に就ては、平價購銷處を通じて中央、中國、交通、中國農民の四銀行と契約し、荷付爲替手形を取組む事が出来る。
- (6) 受託機關は其承辦業務に屬する會計を完全に獨立せしめ、其主管人員は平價購銷處より四聯總處に商請して、之を派充せしめる。而して承辦業務より取得する利潤は契約の報酬金を控除したる以外は全部購銷處に於て承授し、若し缺損あらば完全に同處の負擔とする。

次に平價購銷處が受託機關に購運を委託すべき日用品の數量及購銷の先後緩急は經濟部に於て臨時之を指定(辦法第七條)するが購銷處は是を基準として購運を委託するものは、農産品を除く外は後方既存又は内遷(淪陷地域より内地に移轉)の工廠生産品、手工藝品、土產品及香港上海國貨廠商の産品を以て限度とする。但必要ある時

は外國爲替の供給を受け得る物品の採購を委託し、或は特許を受けて輸入禁止の日用必需品を採購する事が出来る(辦法第八條)。而して購銷處は内地實際の需要を統籌し、受託機關に委託して、香港、上海の國貨廠商と採購數量を洽訂し、期を按じ數に照らして供給せしむ(辦法第九條)

敝上の如き仕組を以て採購したる日用必需品は、更に購銷處受託機關↓小賣商↓消費者の程序を経て販賣する外直接小賣をも營むのである。詳言すれば受託機關は各地の需要情形を參酌して自己の買入數量を估計し、營運資金を請求し、並に責任を負ふて右估計に依照し買入したる物品を妥當に分配し、直接小賣商(零售商)に卸賣する(辦法第十一條)。此場合の卸賣價格は購運原價に利潤——平均して原價の五%を超過するを得ない——を酌加したるものを以てするが(辦法第十二條)、其決定後に産地の市價及運賃激増して原定價格にて、原價を償ふ能はざるに至つた場合は利潤中より之を補償するの法を設け、仍ほ不足を生ずる場合は經濟部及四聯總處の認可を得て、卸賣價格を變更する事が出来る(辦法第十五條)。

日用必需品を批購したる小賣商は必ず之を直接消費者に販賣するを要し、手を假りて他に轉賣するを得ない。此場合の小賣價格は卸賣價格に最高二〇%の利潤を酌加したるものとし、購銷處又は受託機關に於て當該地の商會關係業、同業公會を邀集して協議商定の上、之を公告し經濟部及四聯總處に報請する(辦法第十三條)。

購銷處又は受託機關は、右の如く小賣者に對する卸賣を行ふ外、小賣部(門市部)を設置し、前顯小賣價格に依照して、日用必需品を販賣するを要し、是れ據て得る所の利潤は、其經費に充當したる後、餘剩あらば卸賣利潤中に繰入れる(辦法第十四條)。

尙購銷處が卸小賣に依り得る所の利潤が、其經費を償ふ能はず、營運資金に虧損を生じたる時は、政府に於て

之を補充するを得(辦法第十六條)。

(丁) 營運資金の來源 平價購銷處の營運資金は、中中交農四行聯合辦事總處(四聯總處)より實際需要に按照し、期を分つて撥付する。其會計は獨立のものとし、直接四聯總處の稽核監督を受く(辦法第四條)。

五 取締囤積日用必需品辦法

平價制度を有效ならしむる補助手段として採りたる買溜、賣惜に對する取締強化は、二段の法令に俟つ。第一段は民國廿八年十二月五日に公布せられたる「取締囤積日用必需品辦法」であつて、其對象たる日用必需品は、「人民の衣食服用に必需する所のものを以て限りと爲し、其種類は經濟部に於て隨時之を指定す」(第二條)と定められ、同月十八日に其詳細を發表したが、前掲平價對象物品と大同小異なるが故に、茲に之を再記しない。而して取締の方法は基礎的調査、其後の生産及買入の報告徵求、各品ストック量の規定、及消費者の買溜抑制の四者に大別する事が出来る。

先づ指定日用必需品の囤積を取締る爲めには、是等物品に關する基礎的調査を行ふ事が、前提條件となる。仍て第三條に「經濟部が日用必需品を指定したる時は、各重要城市に就き員を派し、或は當該地主管官署、商會又は其他の機關に委託して、存貨數量、購運原價、市場需給情形、最近價格及關係を有する其他物品市價を調査し、日用必需品を生産する工廠に就て其生産能力、原價、存貨數量及其最近の販賣價格を調査するを要する」と規定して居る。是に基きて調査を辦理したる後、經濟部は「非常時期農礦工商管理條例」第十五條——指定物品に對し必要に因り、分別して販賣禁止又は平價處分を爲すを得——に依り當該地の需給情形に按照して、各指定物品

の公平價格を規定し、商人を勸導して右公平價格に照らし販賣せしめ、更に其存貨數量を登記せしむる事が出来る(第四條)

斯くして一應現存物品に關する調査登記が完了したる後は、經濟部はストック數量の多寡を論ぜず、經營又は生産する工廠、商號より毎月生産、買入、舊ストック及販賣の數量と價格とを各該業同業公會を通じて(同業公會なき所にては直接)報告せしめるのである(第八條)。

右の調査資料に基き「經濟部は業に指定を経たる各日用必需品に對し、其備存(ストック)數量を規定する事が出来る」(第五條)。今若し規定の備存數額を超過するストックを擁する工廠商號にして、勸導を受けたるに拘らず公平價格に依らずして之を賣却するに於ては、與ふるに警告を以てし、且期限を定めて超過部分を販賣せしめるのである。而して右の警告期限を経過するも、仍ほ抗して遵辦せず、或は前記登記を偽さざるものは、「非常時期農工商管理條例」第十七條に據り、公平價格を以て之を收買する事が出来る(第六條及七條)。

以上は工廠、商號の擁する備存の取締であるが、次に一般消費者が指定日用必需品を備存する場合は、(イ)日常の需要に供するに非るものは、數量の多寡を論ぜず、規定の公平價格に照らし之を賣却するを要し、若し勸導、警告を受けたるに拘らず、仍ほ遵辦せざる時は、本辦法第七條に基き之を強制收買し得る外、「非常時期農工商管理條例」第三十一條に依り罪を論ず(第九條)。(ロ)日常の需要に供するものも、三ヶ月間の實際需要を超過する部分は、本辦法第六條乃至第九條の規定に依り辦理する(第十條)。

敍上の如く同辦法は工廠、商號及私人の備存を取締りて、囤積居奇の防遏を企圖したが、是と相前後して糧食問題が日と俱に深刻化し、従來の調節辦法と物價政策とのみに倚賴し得ざるに至り遂に全國糧食管理局を組織す

る事となつたので、「糧食及日用重要物品の價格平抑囤積取締を徹底せしめ、並に正當商人の合法營業を保障する見地より」蔣委員長は昨年十二月二十七日特に手令を社會部全國糧食管理局、平價購銷處及重慶市政府等に頒布した。其要綱は左掲の如くであつて、囤積物品は爾後一ヶ月の間に出來得る限り市場に販賣せしめ、賣殘品は關係機關に登録せしむると共に、同業公會を完成せしめ、是に加入せざるものには自家用以上の購囤を許さず、命令に違ふ正當商人には合法利潤を保障し、中央及地方機關の購存量を規定する等同辦法の規定を一段と推進めたる。即ち

- (1) 所在の商店、行號及私人にして、種類の如何を問はず、糧食及日用重要物品を囤積するものは、統て三十年(本年)一月二十六日を限り、出來得るだけ販賣して市場及人民の需要に供給するを要する。若し此期限以前に完全に售出する能はず、尙餘糧物の積存する場合には、其餘す所の數量を分別して糧食機關及平價購銷處或は當該主管官署に登録し、實に據りて報明し、供銷を繼續しなければならぬ。
 - (2) 囤積せる糧食と物品とを此期限内に在て出售せず、又は令に違ひ實報登記せざるものは、囤積居奇として罪を論じ、糧物を沒收して公用に充つる外、軍法に照らして嚴懲し、決して寛貸しない。
 - (3) 凡そ命令に遵照して銷售と登記をなすものは一律に政府に於て其合法利潤を保障する。
 - (4) 社會部と市政府とは各種商業の同業公會を督勵して其組織を完成せしめ、所在の原來營運の正當商人は一律に従前の如く營業すべく停業を許さない。且政府に於て切實に其營業上の合法利潤を保障する。
 - (5) 嗣後未だ同業公會に加入せざるものは、何人たるを論ぜず均しく自ら自用數量を超過する糧食貨物を購回するを准さない。藉て以て正當の營業を保護する。
 - (6) 凡そ中央及地方の黨政軍各機關工廠等の購存する所の糧食貨物は、法令の規定に依り固有業務の公家糧食たるを除き其餘の職員消費自用の爲めに購備せる糧物は、一律に糧物管理機關の許可を必要とし、購入許可の適合數量及查核辦法に就て規定を作るを要する。其以前に在て業に購存せる糧物も亦た實に據て登記し查核する辦法を規定し、以て弊端を杜くを要する。
- 以上各項の規定を必要とする所の糧食と物品との種類、暫時利潤を核討するの標準並に其他機關の實施辦法は統て各該機關を

限り切實に會商して辦法を擬訂し十二月三十一日以前に行政院に呈報して實施すべきものとする。

六 非常時期取締日用重要物品囤積居奇辦法

第二段の法令は本年二月三日頒布せられたる「非常時期取締日用重要物品囤積居奇辦法」であつて、前法に比し一段精緻を加へたものである。詳説すると、

(甲) 取締物品の種類 先づ本辦法の適用を受ける「日用重要物品」は第二條に於て「(イ)糧食類——米穀、麥、麩粉、高粱、粟、玉米、豆類、(ロ)服用類——棉花、棉紗、棉布、麻布、皮革、(ハ)燃料類——煤炭、木炭、(ニ)日用品類——食鹽、紙張、皂絨、火柴、菜籽、菜油、(ホ)其他經濟部の呈准を経て指定せられたるもの」と規定せられ、従前のものに若干の増減が施された。

(乙) 買溜賣惜(囤積居奇)の意義 本辦法に稱する所の囤積居奇とは左列各款を指す(第三條)。

(イ) 商業を經營せざる者(非商人)或は當該商品業を經營せざる商人(場違筋)にして、指定の物品を大量に買入保存するもの。

(ロ) 當該商品業を經營する商人(本業筋)にして、指定の物品を買入保存し、而して賣惜行爲あるもの。

(ハ) 賣買を代理紹介する形式なるも毫も眞實の賣買貨主なく、而も名を假りて指定の物品を買入保存するもの。

尙儲存物品を市場(市)に應じて販賣せず或は市場に應じて販賣するも價格を引上げて、合法利潤——主管官署に於て當該地情形を斟酌して隨時規定——を超過するものは之を居奇行爲と見做す(第四條)

尙本辦法の附録として經濟部が各省市政府並に各地商會に發したる電文中の「囤積居奇の定義に關する項」を觀ると、「商貨存儲にして正當の營運に屬するものは、原と取締の列に在らず、惟だ囤積して居奇の行爲あり、過分の利得を牟取せむ事を企圖し、而して市場需給に影響を與へて缺乏を生ぜしめ、或は市價を波動せしむるも

のは、即ち公衆の利益を保護する爲めに、自ら稍事姑息するを得ない。各主管官署が取締を執行する時には、生産者或は購運者の市場に到達する過程中の物品に對しては、務めて法を設けて疏暢を増加するを要し、阻礙を加へてはならない。業務上の需要に因り或は事實に限りて稍積滯あるを致す時には、亦た力めて協助を與へ、動もすれば囤積居奇を以て論じ、産銷來源を礙げしむるが如き事があつてはならない」と説きて補足してゐる。

(丙) 取締機關 取締、検査及處分を執行する機關は、「非常時期評定物價及取締投機操縱辦法」に於けると同様に地方主管官署であつて、專管機關を有するものを除く外は、行政院に直隸する市は社會局、縣、市は縣、市政府とし、經濟部は必要に應じて員を派し、或は管理物資の所屬し、又は平價供銷の機關に命令し主管官署と協同して之を辦理せしめる(第六條)

本辦法を施行する時には、經濟部は取締を執行する區域を指定し、取締物品の種類名稱と共に一括公告し、且つ取締を執行する主管官署を知らしめる(第五條)。主管官署が經濟部よりの通知文書に接受すると、四日以内に右掲公告事項を管轄境内に公告週知せしめ、且つ分別して當該地の商會及關係業同業公會に通知するを要する(第七條)。

斯の如く囤積取締を執行する區域は、經濟部に於て之を指定し、一齊に全國に涉る譯でないが、此點に關して前顯經濟部電文に據ると、「施行の初に在ては宜く後方重要城市に就て要を擇で施行すべく、未だ本部の指定を経ざる地方にては、當該地主管官署が上級官署に呈請し、本部の核定を轉商するを要する。但取締を施行すべきや否やは、應に當該地域が物品集散市場に確屬するや否や、及需給が失調せるや否やを以て標準となすべきである。各地方主管官署は務めて宜く當該地の實際情形を體察して隨時斟酌辦理すべく、其確かに取締を施行するの

必要あるものは固より因循玩忽するを得ない。若し必要なときは亦た過事張皇して紛擾を滋からしめてはならぬ」と述べて取締地域決定の標準を示して居る。

(丁) 官署公告前の囤積貨物の處置 商業を經營せざる者或は當該商品業を經營せざる商人が、前顯の主管官署公告以前より、業に囤積せる指定の物品は、之を主管官署に報明し、期限を定めて販賣しなければならぬ(第八條)。又當該商品業を經營する商人が業に囤積せる右同様の指定物品は主管官署及所屬同業公會に報明し、市價に應じて之を販賣するを要し、其販賣情形は同業公會に於て隨時考核し、主管官署に報告する(第九條)

右の如く公告前の囤積商品は期限を定め市價に應じて販賣せねばならないが、此場合主管官署は更に進むで其販賣價格を規定し、或は其任向地點を命令して販賣を統制する事が出来る(第十條)。同時に囤積商品の所有者は當該商品を經營する商人より市價又は政府規定價格に依照して買入の申込を受けたる場合は、之が販賣を拒絕するを得ず、又所有者が他人の名を假りて自ら買入るゝ形を採るを得ない(第十一條)

更に販賣期限が到來せるに拘らず、未だ販賣する能はざる場合には、主管官署は所有者に代て販賣し、又は當該商品を所屬同業組合に交付して販賣せしめ、必要な場合には物資を管理し又は平價供銷機關をして公平價格を以て之を收買せしむることが出来る(第十二條)。

尙前掲電文の關係部分を引用すると事態が更に明瞭となる。即ち「取締方法は非商人と商人に對して不同である。非商人に在ては原と大量に物品を購存するを以て取締の條件となし、云ふ所の大量とは自用數量を超過し營利を企圖するものを指して言ひ、非商人の認定は從來商業を經營せず、或は僅に字號を有するも毫も法に依る商業登記を履行せず、或は已に同業公會あるも加人せざるを以て標準とする。是等非商人或は本業を經營せざる商

人にして若し囤積行爲あらば、法に依り期を限り出售せしむべく、且其後の大量存儲を禁止すべきものとする。商人方面に至ては居奇と否とは辦法第四條に依り已に市に應じて銷售せるや否や、及價格吊上の情事ありや否やを查明し、以て認定に資すべきである。所存の貨物にして季節關係に因り市上に在て銷路なきものは、自ら市に應じて銷售の可能性なきが故に、便ち認めて居奇となし以て取締を與ふることが出来ない。確に居奇行爲ある場合には取締の法は仍ほ市に應じて銷售せしむるを以て主となし、需要に遇へば期間を酌定して銷售せしめ、嗣後の買入賣渡は法に依り登記せしめ、以て稽查に便すべきである。上述非商人と商人との區別は、關係頗る大であつて、而も處分の輕重亦た不同あり、主管官署は宜く深く判辦を加へ、其情節を按じ分別處理すべきである」。

(戊) 官署公告後の處置 當該商品を經營する商人が指定物品を購入したる時は、其都度所屬同業公會に登記し、之を販賣したる時は、同會に報告しなければならぬ。同業公會は該登記及報告を毎月主管官署に呈報して其査核を受けるのである(第十三條)。

又指定物品を生産又は購入する工廠、商號は毎月産運數量及其原價を同業公會に報告し、同業公會は經濟部に轉報するを要する(第十五條)。

斯の如く囤積居奇の取締は、指定物品の生産、購入及販賣に關する登記及報告を樞軸として行はれ、是等資料は同業公會に於て取纏められるのであるから、同業公會の此部面に於ける役割は重大である。加之第十四條は、「同業公會は會員或は非會員の囤積居奇行爲に對し應に糾正檢舉の責を責ふべきものとする。同業公會が本辦法規定の事項を執行せず、或は會員に對し故らに包庇を爲す時は主管官署に於て法に依り處分する」と規定して取締の片棒を擔がして居る。一方主管官署に在ては隨時員を派して、管轄境内に於ける指定物品の購銷儲運性形に

就て調査を行ひ、關係ある各業の賣買帳簿證券類を検査することに依て取締の勵行に資せむとして居る(第十六條)。

七 結 言

支那の物價は戰時の影響を受けて次第に騰勢を示し、最近急激に其度を加へ來つて、將に破局に當面せむとして居る。殊に切斷せられたる蚯蚓の如き後方地域に於て著しきものがある。重慶政權は戰時物價對策の礎石として、先づ「非常時期農礦工商管理條例」を制定し、五十種に互る國防、民生關係品並に其他經濟部の指定する物品及是に關係せる各企業に對し、管理權を行使し得る總括的なる一種の國家總動員法を打樹てた。同條例は所定物資に就て賣價、利潤の統制、適正價格に依る買上、處分等を實行して直接的に物價を差配する外、輸出入の制限、販賣の禁止、消費の調節、投機の禁止等を敢行して間接的に物價を平抑するの基本法規を成すものであるが概して空文徒法化せるは疑なき所である。

其後日用必需品の供給益々不圓滑と化し、其價格日を逐ふて急騰したので、直接的なる物價對策を講ぜざる可らざるに立到り、日用必需品を對象として數個の法令を制定頒布したが、其内容は平價購銷制の創設と買溜投機の取締とに二大別することが出来る。

平價購銷制は「非常時期評定物價及取締投機操縱辦法」と「日用必需品平價購銷辦法」との二法令に依て二段の發展を遂げたものであつて、第一段は地方主管官署に於て當該地方の關係機關、商會或は同業公會と會同して平價委員會(適正價格決定委員會)を組織し、之をして一定標準に基きて日用必需品の平價―適正價格を決定せしむる

を核心とする。該の平價制は縣及市を單位として地方的に實施せられ、劃一的に全國を包括せざる所に基本的特色があり、隔地間の物價が甚しく懸隔せる實情に在ては當然の措置であらう。而して平價を推弘する方法は、大量を囤積せる者に平價に依る賣却を強制し得ると、平價に依らずして賣却せる者を處罰するとの二種に止まつたから平價を評定するも之を實行せしめ得ざるは當然である。茲に於て政府自ら日用必需品の購銷に膺る第二段の制度に進むだ。平價購銷處の設置が之である。同處は西南西北各省日用必需品の平價購銷事務を主持し、實際の購銷は公私機關に委託して之を行はしめ、購銷處↓受託機關↓小賣商↓消費者の程序を経て販賣する外、直接小賣をも營む仕組である。而して是に必要な運營資金は中交農四行聯合辦事總處より撥付し、同總處内の戰時經濟委員會に屬する平市處に於て物資の平價に關する事項を取扱ふて居るのである。

買溜、投機の取締も三段の階梯を経て精緻の域に進むだ。第一段は平價制度を創鑿した「非常時期評定物價及取締投機操縱辦法」に依るもので、大量の日用品を囤積する者に對し平價賣却を強制し得ると共に、同業者の空賣買差金取引、取引所類似機關の設置等を禁止するに止まつた。第二段は「取締囤積日用必需品辦法」に依るもので取締の方法は基礎的調査、其後の生産及買入の報告徵求、各品ストック量の規定及消費者の買溜抑制の四者より成る。第三段は「非常時期取締日用重要物品囤積居奇辦法」に依るもので、非商人及場違筋の大量儲存、本業筋の賣借、假裝の代理賣買を囤積居奇として明示し、指定物品の生産、購入及販賣に關する登記及報告を樞軸として取締る仕組に迄進むだ。

斯の如く戰時物價政策は數段の步驟を経たが、結局平價購銷制度と囤積取締の二者を組合はせた「治標方面」を出でずして、需給の失調と貨幣價值の崩落とを癒治する「治本方面」の對症療法には染手するを得ない。勿論是等の「治標」政策も遺憾なく實行し得るに於ては、狂騒せる物價を平抑する作用なしとしないが、共に頭首を喪失し

た後方地域に於てのみ適用せられ、物資の集散し、投機の盛行せる中心市場は其埒外に立ち、前方と後方との物資の適正なる疏通は所詮望む可らざるが故に、假りに關係法規が文字通りに勵行せられたりとするも實效の渺淺なるを免れない。況や平價制度の推弘、囤積居奇の取締の如きは、支那の現情に於て之が勵行を庶幾することの至難なるに於ておや。

支那に於ける物價急騰の尤因が詮する所、供給の減退、法幣の増發に存し、是等は孰れも戰時の所産にして、更に其勢を加へこそすれ、蔣政權の到底匡救する能はざる底のものなる以上、部分的なる「治標」政策が末梢的遊戯に墮すべきは見易き理である。従て物價情勢は今後益々慘澹たる徑路を辿り、愈々破局に瀕するに至るであらう。

(註) 省政府にして舊國民政府と呼應し、特殊の物價政策を採用せしもの二、三に止まらない。今著例として安徽、江西二省の關係法令を列記し參考に供する。

○皖(安徽)省平衡物價辦法の要綱

- (1) 安徽省政府は非常時期に在て物價を平衡し、民生を安定せしむる見地より特に本辦法を製定す。
- (2) 本條に稱する所の物價は、暫く人民生活必需品の價格を以て限りと爲す(例へば米、麵粉、鹽、油、雜料、煤炭、火油、火柴、土布、藥品等必需品の價格)。
- (3) 各縣縣政府或は各市、鎮警察局は、當該地の商會及關係各機關、團體を召集し、共同して各該縣(或は市、鎮)平衡物價委員會を組織し、省政府の監督、各該縣局の指揮を受けて、物價の平衡に關係を有する一切の事宜を處理せしむ。
- (4) 省政府は建設廳を以て物價平衡の主管機關と爲す。
- (5) 凡そ一般人民生活必需品の價格は、各該縣(或は各市、鎮)平衡物價委員會に於て、新制度の量衡器具に依照して折合議定し各商號は擅に自ら増漲するを得ず。
- (6) 若し某貨物の價格引上を必要とする時は、各該商號は充分なる理由及證據を指出して、平衡物價委員會の認可を請求すべし
- (7) 各商號は每週各種物價の開單を平衡物價委員會に呈送して査核を受くるを要し、若し某種貨物の存貨多からず、各商號が輸入補充を急待する時は、平衡物價委員會は妥當なる籌劃を爲し、並に力を竭して之を協助すべきものとす。
- (8) 各縣(或は市、鎮)平衡物價委員會が境內一般人民の生活必需品に對して議定したる價格は之を公布週知せしむるを要し、

若し某種物品が議を経て價格引上を許可せられたる時も亦た隨時公布すべきものとす。
(9) 商民は下列の行爲あるを得ず。

(一) 謠言を散布し他人を唆使して物價を増漲せしむること。

(二) 市面を操縦し物價をして増漲に致らしむること。

(三) 買溜賣借により物價を私増すること。

(四) 他人をして物價を増漲せしめ、自ら不當の利益を獲得すること。

(五) 他人の唆使して聽従し物價を増漲せしむること。

(10) 各縣或は市鎮平糶物價委員會は、臨時員を派し各商號の前項所列各款に違反の有無を秘密に訪察すべきものとす。

○籍(江西)省非常時期必需品統制辦法の要綱

(1) 非常時期に在て凡そ軍事必需品或は社會日常必需品の管理は、均しく本辦法に依りて辦理す。

(2) 凡そ糧食(穀、米、麥、麵粉)、食鹽、食油、燃料(煤、煤油、汽油)、木料、洋灰、五金、亞藥、土布、綿紗、蔬袋、紙張、道林紙、毛邊紙等は、均しく必需品と認め必要ある時は主管機關に於て之が増減を呈准するを得。

凡そ前項の必需品を經營或は囤積するものは、其種類、品質、數量、價格等を實に據り主管機關に登記するを要す。登記後に是等必需品の出入ありたる時は、時を按じ續て出入の登記をなすを要す。

(3) 各種必需品を販賣する場合其價格は八月十日以前の買入品に就ては八月一日より十日に至る間の平均賣價を以て標準となし八月十日以後の買入品に就ては確證を提出したる後其標準價格を引上ぐるを得。

以上兩種の價格は均しく主管機關に於て各該業公會と會同して之を規定し、並に必需費及保險費を酌加す。但保險費は各該業同業公會に於て之を保管し意外の賠償の用に充つ。

(4) 經營人或は囤積人に若し特殊情形あり或は標準價格が公允ならずと認めたる時は、理由及確證を提出し政府に價格核定の再行を申請するを得。

(5) 凡そ商家の運出或は賣出の必需品が、政府に於て適當ならずと認めたる時は隨時制止するを得。大量の必需品を運出せんとするものは主管機關に申請して許可證を受領し、方めて運出を許さる。

(6) 凡そ經營人或は囤積人が必需品に就て、若し藏匿して報告せず、或は虚偽の報告をなし、或は密運をなすが如き情事あらば査覺或は告發の後、取調をなし確證あるに於ては政府は情節の輕重に應じて懲辦し、並に其必需品全部を沒收し、標準價格にて賣却の上、保險費用に充當するを得。

(7) 工商管理處を是等必需品を管理する主管機關となし、若し強制執行の要ある場合は該處に於て當該地警察機關と會同して辦理す。

(8) 必需品の管理は先づ省首都に於て試行し、其他各縣に必要ある時は、本辦法を參照して章則を擬具の上試行を呈准せしむ。
(昭和十五年四月廿五日)